

2012年7月

特別永住者の皆さんへ

# 特別永住者の制度が 見直されます！

平成21年（2009年）7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新たな在留管理制度の導入と合わせて、平成24年（2012年）7月<sup>(注)</sup>から特別永住者の制度が変わります。（注）施行日は政令で定めます。

## ここが変わります！

### 特別永住者証明書が交付されます

「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

\*原則として、交付される場所は従来どおり市区町村の窓口です。

※市区町村の窓口へ住居地に関する届出にお越しの際は、必ず特別永住者証明書を持参してください。

### みなし再入国許可制度が導入されます

- 有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者の方が、出国後2年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。

出国後2年以内に再入国しないと特別永住者の身分が失われることとなりますので、注意してください。

- これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合、再入国許可の有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長されます。



# 「特別永住者証明書」は、このようなカードです

(表面)

住居地を変更したときに、  
変更後の新しい住居地が記載  
される欄です。

(裏面)

(注) このイメージ図は検討段階のものであり、今後変更することがあります。

## 特別永住者証明書には「有効期間」があります

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

16歳以上の方 各種申請・届出後7回目の誕生日まで

(特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで)

16歳未満の方 16歳の誕生日まで

Q & A

Q. 新たな制度が導入されたら、すぐに外国人登録証明書を特別永住者証明書に換えなければなりませんか？

A. 現在お持ちの外国人登録証明書は、新たな制度導入後も、一定期間は、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなりますので、**すぐに換える必要はありません。**

ただし、特別永住者証明書には「有効期間」があり、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書についても有効期限までに市区町村の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。その有効期限については、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認(切替)申請期間(以下「確認期間」といいます。)の始期であるその方の誕生日までとなります(例えば、確認期間が「平成30年8月1日から30日以内」の方であれば、「平成30年8月1日」までが有効期限となります。)

また、確認期間が改正法の施行期日から3年以内に到来する方については、施行期日から3年以内に換えていただければ大丈夫です。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8:30~17:15)  
Tel 0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112)